

26 西 審 子 第 24 号  
平成 26 年 12 月 10 日

西 東 京 市 長  
丸 山 浩 一 様

西東京市子ども子育て審議会  
会 長 森 田 明 美

子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担について（答申）

平成 26 年 5 月 22 日付け 26 西子子第 433 号をもって諮問のありました「子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担」について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 答 申

当審議会は、市から提案のあった別紙「平成 27 年度の保育料の設定について（案）」を慎重に審議・検討した結果、同案を了承する。

### 2 主な論点

年少扶養控除等の算定の廃止について

保育料を負担する世帯の扶養人数や所得により従前の保育料より増減する世帯が一部生じることが明らかとなったが、国の制度上の変更であり、同控除の算定の廃止はやむを得ない。

実施時期については、子ども・子育て支援新制度の施行初年度となる平成 27 年度からとするのが妥当である。

なお、平成 28 年度以降の利用者負担見直しに当たっては、改めて当審議会に諮問していただき、審議する必要があると考えます。

平成 27 年度の保育料の設定について~~（案）~~

## 1 基本的な考え方

- (1) 1号・2号・3号認定の保育料の設定に当たっては、平成27年度は新制度の枠組みに合わせた見直しとし、保育料の改正は行わない。
- (2) 保育料の抜本的な見直しは、年明け以降の審議会において審議のうえ、平成28年度から実施する。
- (3) 学童クラブ育成料については、平成27年度は現行料金を据置き、平成28年度において抜本的な見直しを行う。

※ 保育料とは、特段の説明がない場合は、幼稚園、認可保育所、地域型保育事業の保育料を指し、1号認定及び2号・3号認定の保育料を指す。

## 2 平成 27 年度の保育料について

- (1) 新制度の枠組み（国の制度・基準）とは

- ① 2号・3号認定の保育料の算定基礎を所得税課税額から市民税課税額に変更
- ② 年少扶養控除・特定扶養控除（以下「年少扶養控除等」という。）の算入の廃止（ただし、市町村の判断により、既入園者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いも可）、税額控除は、調整控除を除き反映しない取扱いで統一

※ 平成24年度の市民税から年少扶養控除の廃止が実施された以降、国の要請に基づき、保護者負担に変動が生じないように廃止前の算定方法で、保育料の計算が行われていた。

- ③ 1号認定、2・3号認定の給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず同一の水準
- ④ 短時間保育認定に係る保育料を新たに設け、98.3%の水準とする。

- (2) 市の方針

- ① 2号・3号認定の保育料の算定基礎を所得税課税額から市民税課税額に変更する。
- ② 年少扶養控除等の算定を廃止する。税額控除は、調整控除を除き反映しない取扱いとする。
- ③ 1号認定、2・3号認定の給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず同一の水準とする。
- ④ 短時間保育認定に係る保育料については、標準時間認定の保育料の98.3%の水準とする。

- (3) 課題と論点

- ① 年少扶養控除等の取扱い

- ・現状の保育料より減額、増額となる方が生じる。
- ・1号認定の利用者負担金は、年少扶養控除等廃止後の就園奨励費を含んで料金が設定されているため、廃止しない場合、一の料金設定において、2つの考え方が混在してしまう。
- ・年少扶養控除の算定廃止の実施時期については、新制度実施に合わせ平成27年度とするか、平成28年度の保育料の抜本的な見直し時とするか。
- ・平成27年度は年少扶養控除の算定を行うとした場合、システム改修は現時点から日期的に不可能で、システム以外の方法は、職員の過度な事務負担が課題となる。

② 認定こども園の1号認定と2号認定の保育料の逆転

- 一部の低所得階層で、1号認定と2号認定の保育料が逆転している。認定こども園など同一施設内で、保育料について、保育時間が短い1号認定の子どもの方が、保育時間の長い2号認定の子どもの方より高いという現象である。
- 利用者負担に係る国が定める水準は、非課税階層において保育料が逆転している。  
(1号認定：9,100円、2号認定：6,000円)
- 教育と保育とは質の異なる給付であり、比較対象とはならないのではないか。
- 逆転の主な要因は、現状の認可保育所に係る市の保育料が2号・3号認定に係る国基準の保育料に対して約5割軽減されていることにある。

## 利用者負担額について

### 1 現行制度と1号認定利用者負担額の比較

【 現 行 制 度 】						
※保育料は全国平均保育料(年額)÷国基準(案)上限 308,400円(25,700円×12か月)で算出						
階 層 区 分	第1子			第2子		
	就園奨励費補助	保護者負担軽減 事業費補助	補 助 後	就園奨励費補助	保護者負担軽減 事業費補助	補 助 後
	補助金額 (年額)	補助金額 (月額)	保護者実質負担額 (月 額)	補助金額 (年額)	補助金額 (月額)	保護者実質負担額 (月 額)
1 生活保護世帯	308,000円	11,400円	0円	308,000円	11,400円	0円
2 市民税非課税・所得割課税額非課税世帯	199,200円	11,400円	0円	253,000円	11,400円	0円
3 市民税所得割課税額が 34,500円 + (16歳未満扶養人数×21,300円) + (16歳以上19歳未満扶養人数×11,100円) 以下世帯	115,200円	9,700円	6,400円	211,000円	11,400円	0円
4 市民税所得割課税額が 171,600円 + (16歳未満扶養人数×19,800円) + (16歳以上19歳未満扶養人数×7,200円) 以下世帯	62,200円	8,700円	11,800円	185,000円	10,800円	0円
5-1 市民税所得割課税額が 216,700円 + (16歳未満扶養人数×19,800円) + (16歳以上19歳未満扶養人数×7,200円) 以下世帯	0円	7,600円	18,100円	154,000円	10,200円	2,700円
5-2 市民税所得割課税額が 216,701円 + (16歳未満扶養人数×19,800円) + (16歳以上19歳未満扶養人数×7,200円) 以上世帯		5,200円	20,500円		5,200円	7,700円



### 国基準(案)と西東京市の1号認定利用者負担額(予定)

階 層 区 分	国基準(案) (月額)	市の利用者負担額 (月額)
1 生活保護世帯	0円	0円
2 市民税非課税・所得割課税額非課税世帯	9,100円	9,100円
3 市民税所得割課税額 77,100円以下世帯	16,100円	16,100円
4 市民税所得割課税額 211,200円以下世帯	20,500円	20,500円
5 市民税所得割課税額 211,201円以上世帯	25,700円	25,700円

※幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降は0円とする。(国基準と同様)

【 新 制 度 】						
※平成26年度現在と同程度の保護者負担軽減事業費補助金を交付する						
階 層 区 分	第1子			第2子		
	利用者負担額	保護者負担軽減 事業費補助	補 助 後	利用者負担額	保護者負担軽減 事業費補助	補 助 後
		補助金額 (月額)	保護者実質負担額 (月 額)		補助金額 (月額)	保護者実質負担額 (月 額)
1 生活保護世帯	0円	11,400円	0円	0円	11,400円	0円
2 市民税非課税・所得割課税額非課税世帯	9,100円	11,400円	0円	4,600円	11,400円	0円
3 市民税所得割課税額 77,100円以下世帯	16,100円	9,700円	6,400円	8,100円	11,400円	0円
4 市民税所得割課税額 211,200円以下世帯	20,500円	8,700円	11,800円	10,300円	10,800円	0円
5-1 市民税所得割課税額 256,300円以下世帯	25,700円	7,600円	18,100円	12,900円	10,200円	2,700円
5-2 市民税所得割課税額 256,301円以上世帯		5,200円	20,500円		5,200円	7,700円

※第2子利用者負担額は100円未満四捨五入  
※第3子は無料のため省略

2 現行制度と2号認定利用者負担額との比較

(1) 現行制度の国基準・市基準

国基準			市基準				
階層区分	条件	徴収金基準額 3歳以上児 (月額)	階層区分	条件	徴収金基準額 3歳以上児 (月額)		
					第1子	第2子	
1	生活保護世帯	0	A	生活保護世帯	0	0	
2	所得税・市民税非課税世帯	6,000	B 1	所得税・市民税非課税世帯(ひとり親家庭等に限る)	0	0	
			B 2	所得税・市民税非課税世帯(ひとり親家庭等を除く)	1,400	700	
3	所得税非課税・市民税課税世帯	16,500	C 1	所得税非課税世帯 前年度市民税額が 右の区分に該当す る世帯	所得割非課税・均等割のみ課税	4,000	2,000
			C 2		所得割額5,000未満	5,000	2,500
			C 3		所得割額5,000以上	6,000	3,000
4	40,000未満	27,000	D 1	所得税課税世帯 所得税額が右の区 分に該当する世帯	1,700未満	7,500	3,800
			D 2		8,400未満	9,000	4,500
			D 3		16,700未満	11,000	5,500
			D 4		33,400未満	13,000	6,500
			D 5		50,100未満	15,000	7,500
5	103,000未満	41,500	D 6		83,400未満	17,000	8,500
6	413,000未満	58,000	D 7		135,900未満	18,500	9,300
			D 8		239,200未満	20,000	10,000
			D 9		347,000未満	21,000	10,500
7	734,000未満	77,000	D 10		458,100未満	22,000	11,000
			D 11		591,400未満	23,000	11,500
8	734,000以上	101,000	D 12		591,400以上	24,000	12,000

※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。

(2) 国基準階層区分の変更

階層区分・条件		推定年収	階層区分・条件	
第1階層	生活保護世帯	—	第1階層	生活保護世帯
第2階層	所得税・市民税ともに非課税世帯	～2,600,000円	第2階層	市民税非課税世帯
第3階層	所得税非課税で市民税課税世帯	～3,300,000円	第3階層	市民税所得割額 48,600円未満
第4階層	所得税額 40,000円未満	～4,700,000円	第4階層	市民税所得割額 97,000円未満
第5階層	所得税額 103,000円未満	～6,400,000円	第5階層	市民税所得割額 169,000円未満
第6階層	所得税額 413,000円未満	～9,300,000円	第6階層	市民税所得割額 301,000円未満
第7階層	所得税額 734,000円未満	～11,300,000円	第7階層	市民税所得割額 397,000円未満
第8階層	所得税額 734,000円以上	11,300,000円～	第8階層	市民税所得割額 397,000円以上

※ 「推定年収」は保護者2人(保護者のうち1人は控除対象配偶者として所得税が非課税となる程度の収入を想定)と子ども2人の世帯の場合の目安(廃止前の年少扶養控除を反映した額)。

(3) 2号認定利用者負担額の国基準・市基準

国基準				市基準					
階層区分	市民税所得割額	2号認定利用者負担額 (月額)		階層区分	市民税所得割額	2号認定利用者負担額 (月額)			
		保育標準時間	保育短時間			保育標準時間		保育短時間	
		第1子	第2子			第1子	第2子	第1子	第2子
1	生活保護世帯	0	0	A	生活保護世帯	0	0	0	0
2	非課税世帯	6,000	6,000	B 1	非課税(ひとり親家庭等に限る)	0	0	0	0
				B 2	非課税(ひとり親家庭等を除く)	1,400	700	1,400	700
3	48,600未満	16,500	16,300	C 1	所得割非課税・均等割課税	4,000	2,000	3,900	2,000
				C 2	46,700未満	5,000	2,500	4,900	2,500
				C 3	48,600未満	6,000	3,000	5,900	3,000
4	97,000未満	27,000	26,600	D 1	50,700未満	7,500	3,800	7,400	3,700
				D 2	58,700未満	9,000	4,500	8,800	4,400
				D 3	68,700未満	11,000	5,500	10,800	5,400
				D 4	88,700未満	13,000	6,500	12,800	6,400
				D 5	108,800未満	15,000	7,500	14,700	7,400
5	169,000未満	41,500	40,900	D 6	150,200未満	17,000	8,500	16,700	8,400
				D 7	190,200未満	18,500	9,300	18,200	9,100
6	301,000未満	58,000	57,100	D 8	250,200未満	20,000	10,000	19,700	9,900
				D 9	282,500未満	21,000	10,500	20,600	10,300
				D 10	315,800未満	22,000	11,000	21,600	10,800
7	397,000未満	77,000	75,800	D 11	355,800未満	23,000	11,500	22,600	11,300
				D 12	355,800以上	24,000	12,000	23,600	11,800
8	397,000以上	101,000	99,400						

※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。

※ 市基準については、国基準の考え方に基づき、保育短時間認定に係る利用者負担額について、保育標準時間認定の利用者負担額の98.3%の水準とする。(100円未満四捨五入)

3 現行制度と3号認定利用者負担額との比較

(1) 現行制度の国基準・市基準

国基準			市基準				
階層区分	条件	徴収金基準額 3歳未満児 (月額)	階層区分	条件	徴収金基準額 3歳未満児 (月額)		
					第1子	第2子	
1	生活保護世帯	0	A	生活保護世帯	0	0	
2	所得税・市民税非課税世帯	9,000	B 1	所得税・市民税非課税世帯(ひとり親家庭等に限る)	0	0	
			B 2	所得税・市民税非課税世帯(ひとり親家庭等を除く)	2,100	1,100	
3	所得税非課税・市民税課税世帯	19,500	C 1	所得税非課税・前年度市民税額が右の区分に該当する世帯	所得割非課税・均等割のみ課税	5,000	2,500
			C 2		所得割額 5,000 未満	6,000	3,000
			C 3		所得割額 5,000 以上	7,000	3,500
			D 1		1,700 未満	9,000	4,500
4	40,000 未満	30,000	D 2	8,400 未満	11,500	5,800	
			D 3	16,700 未満	14,500	7,300	
			D 4	33,400 未満	17,500	8,800	
			D 5	50,100 未満	21,000	10,500	
5	103,000 未満	44,500	D 6	83,400 未満	24,500	12,300	
			D 7	135,900 未満	28,000	14,000	
6	413,000 未満	61,000	D 8	239,200 未満	31,500	15,800	
			D 9	347,000 未満	35,500	17,800	
7	734,000 未満	80,000	D 10	458,100 未満	39,500	19,800	
			D 11	591,400 未満	43,000	21,500	
8	734,000 以上	104,000	D 12	591,400 以上	46,000	23,000	

※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。

(2) 国基準階層区分の変更

階層区分・条件	推定年収	階層区分・条件
第1階層 生活保護世帯	—	第1階層 生活保護世帯
第2階層 所得税、市民税ともに非課税世帯	～2,600,000円	第2階層 市民税非課税世帯
第3階層 所得税非課税で市民税課税世帯	～3,300,000円	第3階層 市民税所得割額 48,600円未満
第4階層 所得税額 40,000円未満	～4,700,000円	第4階層 市民税所得割額 97,000円未満
第5階層 所得税額 103,000円未満	～6,400,000円	第5階層 市民税所得割額 169,000円未満
第6階層 所得税額 413,000円未満	～9,300,000円	第6階層 市民税所得割額 301,000円未満
第7階層 所得税額 734,000円未満	～11,300,000円	第7階層 市民税所得割額 397,000円未満
第8階層 所得税額 734,000円以上	11,300,000円～	第8階層 市民税所得割額 397,000円以上

※ 「推定年収」は保護者2人(保護者のうち1人は控除対象配偶者として所得税が非課税となる程度の収入を想定)と子ども2人の世帯の場合の目安(廃止前の年少扶養控除を反映した額)。

(3) 3号認定利用者負担額の国基準・市基準

国基準				市基準					
階層区分	市民税所得割額	3号認定利用者負担額 (月額)		階層区分	市民税所得割額	3号認定利用者負担額 (月額)			
		保育標準時間	保育短時間			保育標準時間		保育短時間	
						第1子	第2子	第1子	第2子
1	生活保護世帯	0	0	A	生活保護世帯	0	0	0	0
2	非課税世帯	9,000	9,000	B 1	非課税(ひとり親家庭等に限る)	0	0	0	0
				B 2	非課税(ひとり親家庭等を除く)	2,100	1,100	2,100	1,100
3	48,600 未満	19,500	19,300	C 1	所得割非課税・均等割課税	5,000	2,500	4,900	2,500
				C 2	46,700 未満	6,000	3,000	5,900	3,000
				C 3	48,600 未満	7,000	3,500	6,900	3,500
4	97,000 未満	30,000	29,600	D 1	50,700 未満	9,000	4,500	8,800	4,400
				D 2	58,700 未満	11,500	5,800	11,300	5,700
				D 3	68,700 未満	14,500	7,300	14,300	7,200
				D 4	88,700 未満	17,500	8,800	17,200	8,600
5	169,000 未満	44,500	43,900	D 5	108,800 未満	21,000	10,500	20,600	10,300
				D 6	150,200 未満	24,500	12,300	24,100	12,100
				D 7	190,200 未満	28,000	14,000	27,500	13,800
6	301,000 未満	61,000	60,100	D 8	250,200 未満	31,500	15,800	31,000	15,500
				D 9	282,500 未満	35,500	17,800	34,900	17,500
				D 10	315,800 未満	39,500	19,800	38,800	19,400
7	397,000 未満	80,000	78,800	D 11	355,800 未満	43,000	21,500	42,300	21,200
				D 12	355,800 以上	46,000	23,000	45,200	22,600

※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。

※ 市基準については、国基準の考え方に基づき、保育短時間認定に係る利用者負担額について、保育標準時間認定の利用者負担額の98.3%の水準とする。(100円未満四捨五入)